

尼崎市認知症カフェ運営助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人、その家族、地域住民及び医療や介護の専門職等誰もが気楽に参加できる認知症カフェ（以下、「カフェ」という。）の運営について助成を行うことに関する必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象者及び要件)

第2条 助成対象となるカフェは次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 開催する場所は、尼崎市内で公共交通機関等を利用して容易に参加しやすく、概ね10人以上が参加できる広さを有すること。ただし、市長が不相当と認める場所での開催は認めない。
- (2) 開催は、2か月に1回以上の頻度で定期的に原則1年以上継続して開催し、1回あたりの開催時間は1時間半以上とする。また、日時や曜日を固定する等、利用者が参加しやすいように努めること。
- (3) カフェのスタッフは、医療・介護の専門職や認知症サポーター養成講座受講者等の認知症に関する知識を有する者が1人以上参加し、認知症の人やその家族からの相談に対応できる体制を整え、相談を傾聴し適切な支援先につなぐ等寄り添った対応を行うこと。
- (4) カフェの運営は、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員、地域のボランティアや民生児童委員等の地域の協力者と連携すること。
- (5) カフェは、認知症の人やその家族等が、気軽に集い交流できる場とし、地域や会員等を限定することなく、誰でも参加できる地域に開かれたカフェになるよう工夫する。また、開催日は入り口に看板を置く等開催を周知すること。
- (6) カフェの代表者は、開催日や開催場所等の情報を市のホームページや広報誌等に掲載し、広く周知に努めること。
- (7) カフェの代表者は、必要に応じて尼崎市認知症施策推進会議等において活動内容等を報告すること。
- (8) カフェは、地域のつどいの場等から認知症に関する相談を受ける等地域の認知症対応等に関する拠点機能となるよう努めること。
- (9) カフェでは、認知症の人やその家族が参加しやすい環境づくりをするとともに、運営や企画に主体的に参画できるよう配慮すること。
- (10) カフェに関わる人は、参加者のプライバシーを尊重し、個人情報の保護に努めるとともに、知り得た情報を開示又は漏洩してはならない。
- (11) カフェ参加者に認知症の正しい理解を伝えるため、認知症サポーター養成講座を原則1年度につき1回以上開催すること。
- (12) 認知症月間に認知症の関心と理解を深めるための活動を実施すること。

(禁止事項について)

第3条 助成対象となるカフェは次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 営利を目的とすること
- (2) 宗教的または政治的なこと
- (3) 法令および公序良俗に反すること
- (4) 暴力団または暴力団員の統制下にあること

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる費用（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 報償費（講師謝礼等）
- (2) 需用費（消耗品、印刷製本等）
- (3) 役務費（通信運搬費、保険料等）
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) その他市長が必要と認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、助成対象経費としない。

- (1) カフェの代表者やスタッフに支払う報償費
- (2) カフェの代表者やスタッフ等の特定の個人が所有し、占有するための物品等に要する費用
- (3) 助成対象経費と識別することが困難な費用

(助成金の限度額)

第5条 助成金の限度額は、カフェの開催回数に9千円を乗算した額とし、1年度につき5万円を上限として予算の範囲内において交付するとともに、1年度1回限りの申請とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、尼崎市認知症カフェ運営助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 尼崎市認知症カフェ実施計画書（様式第2号）
- (2) 尼崎市認知症カフェ収支予算書（様式第3号）
- (3) 尼崎市認知症カフェの概要（様式第4号）

(助成金の交付決定、条件及び通知)

第7条 市長は、前条の申請を受け付けた場合は、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定する。なお、市長は交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。市長は助成金の交付の可否を尼崎市認知症カフェ運営助成金交付(不交付)決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更及び中止等)

第8条 助成金の交付決定を受けた申請者（以下、「決定者」という。）は、前条の申請内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）、または申請内容を中止及び廃止しようとする場合は、尼崎市認知症カフェ運営助成金変更承認申請書（様式第6号）に変更内容が分かる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認及び中止等に伴う交付契約の解除)

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、変更等の可否又は中止等による助成金の交付契約の全部又は一部の解除を決定し、尼崎市認知症カフェ運営助成金変更承認(不承認)決定通知書（様式第7号）により、決定者に通知するものとする。

(実施報告及び経費)

第10条 決定者は、実施結果について尼崎市認知症カフェ運営実施報告書（様式第8号）及び尼崎市認知症カフェ収支決算書（様式第9号）を当該年度の助成対象事業終了後原則14日以内に市長に提出するものとする。

(助成金の交付額の確定及び是正のための措置)

第11条 市長は、前条の実施報告書の提出を受けたとき、その内容を審査の上、交付の額を確定し、尼崎市認知症カフェ助成金交付額確定通知書（様式第10号）を決定者に通知するものとする。また、市長は、審査の結果、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、カフェについて、これに適合させるための措置をとるべきことを決定者に対して指示することができる。

（助成金の請求及び交付）

第12条 前条の通知を受けた決定者は、尼崎市認知症カフェ運営助成金交付請求書（兼受領委任状）（様式第11号）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消、返還）

第13条 市長は、偽りその他不正の手段によって交付決定をうけた者があると認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に支払い済みの助成金があるときは、市長は、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

（関係書類の整備等）

第14条 決定者は、カフェの施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、カフェの完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（助成金の交付契約の解除等）

第15条 市長は、決定者について次の各号のいずれかに該当するときは、カフェに係る助成金の交付契約の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付申請その他この要綱に基づく手続を行ったとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこの要綱に基づく市の指示その他の措置に違反したとき。
- (5) 不適当な方法でカフェが実施したとき。
- (6) その他市長が助成金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、この要綱の規定により助成金の交付契約を解除した場合において、その解除に係る部分に関し、既に助成金が支給されているときは、決定者に対し期限を定めてその返還を請求するものとする。この場合において、その請求を受けた決定者は、速やかに、当該請求に係る額を市に返還しなければならない。

3 前項の規定は、この要綱の規定による助成金の交付契約の全部の解除があった後においても適用する。

（財産の処分の制限）

第16条 決定者は、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、決定者が交付を受けた助成金の全額に相当する金額を市に納付した場合又は市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（報告、検査及び指示）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、決定者に対し質問をし、報告を求め、若しくは助成対象事業の施行上必要な指示をし、又は第14条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

る。

(助成金の流用の禁止)

第18条 決定者は、その交付を受けた助成金を他の用途に流用してはならない。

(実施の細則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、市が別に定める日までに交付申請があった助成金について適用し、同日の属する年度の末日の属する年の5月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条から第18条までの規定及びこれらの規定の適用に関する定めは、当分の間、なおその効力を有する。